

令和4年度第2回 多田川圏域河川整備学識者懇談会

河川整備学識者懇談会の意見 及び関係機関・住民意見の反映について

令和5年3月2日
宮城県土木部河川課



- 1. 多田川圏域河川整備計画の策定スケジュール**
- 2. 第1回河川整備学識者懇談会における意見と河川整備計画（案）への反映について**
- 3. 庁内関係機関からの意見と整備計画（案）の反映について**
- 3. パブリックコメントの実施及び結果について**
- 4. 地域の方々の意見を聴く会の実施及び結果について**

1. 多田川圏域河川整備計画変更の 策定スケジュール

■今後の策定スケジュール

第1回 多田川圏域河川整備学識者懇談会 令和4年12月19日

意見

河川整備計画 (変更素案)

■パブリックコメント

募集期間: 令和5年1月16日~2月16日(1ヶ月)

募集場所: 県庁(県政情報センター)、各地方振興事務所、大崎市役所、加美町役場、北部土木事務所

■意見を聴く会の開催

加美町: 令和5年2月7日(火)[加美町中新田公民館]

大崎市: 令和5年2月8日(水)[県大崎合同庁舎]

河川整備計画 (変更原案)

意見

令和5年3月2日

第2回 多田川圏域河川整備学識者懇談会

関係市町意見照会

国土交通省調整

令和5年度中
告示

一級河川鳴瀬川水系多田川圏域河川整備計画(第2回変更)

2. 河川整備学識者懇談会における 意見に対する回答及び河川整備計画（案） への反映について

(1) 各委員からの意見状況①

【第1回河川整備学識者懇談会】

- 開催日時：令和4年12月19日(月) 10:00～11:30
- 開催場所：本町分庁舎 自治会館203会議室

懇談会意見	回答
田中座長	
<p>・名蓋川においては、農業用排水路からの流出が多いことが分かっている。河川については、河川法の中で整備計画についての議論があるが、排水路については枠組みがない。ぜひ、流域治水の中で関係部署と連携をとってほしい。</p>	<p>・「多田川流域治水部会」の中で、農政や下水道、市町村を含めた流域のあらゆる関係者で共同して対策を検討していきます。</p>
郷古委員	
<p>・河川整備計画は直接流域を対象としていると思われるが、河川に流入する大きな農業用水路や開発が進んでいるエリアがあることから、流域全体を捉える必要がある。 ・関係機関が協働して対応をしていく必要があるが、具体的にどのように進めていくのかが課題と思われる。</p>	<p>・鳴瀬川では吉田川流域の部会と多田川流域の部会があり、吉田川については特定都市河川の指定を今年度中に進めるよう動いています。 多田川についても、大崎市や加美町、農政サイドも含めた枠組みを作ったので、今後はその中でしっかりと対応を進めていく考えです。</p>

(1) 各委員からの意見状況②

懇談会意見	回答
江成委員	
・鳴瀬川の流域治水プロジェクトではどの程度のペースで整備が進められているか？	・流域治水プロジェクト内の直轄の河川整備は進んでいます。河川管理者以外の取組はこれからのところが多い状況となっています。
・流域治水プロジェクトを進めていくとコストがかかってくるであろう。コストや財源はどのようにになっているか？	・国の流域治水に関する財源(予算)は重点施策でもあり確保されています。また、補助の手当もあるので、こういったところも活用しながら対策を進めていきたいと考えています。
・下水道の目的のひとつに市街地の浸水防止があるが、下水道計画、雨水排除計画が重要となっている。しかしながら、重点的に取り組んでくれない側面があることから、河川サイドから市町村の下水道部局に対して流域治水といった視点からの連携(働きかけ)を行い、地域の力を育んでいきたい。	・下水道部局との連携に関しては、昨今の洪水被害の状況に鑑み流域治水の取組を河川管理者が主導となり、今後進めていきたいと考えています。
伊藤委員	
・流域治水に対して、地域住民に関心をもってもらったり、認識してもらったりするために何かしていることはあるか？	・宮城県河川課や国土交通省ホームページの上で情報提供は行っています。ただ、地域住民の隅々まで伝わっているかを考えた場合十分とは言えないため、周知を図る方法については今後も検討して参ります。

(1) 各委員からの意見状況③

意見を踏まえた整備計画への反映

懇談会意見	河川整備計画への反映状況
風間委員	
・P29の目標の書き方について、1/20確率規模程度であることを記載してはどうか？	・整備計画本文(P29)で「令和4年7月の大雨を踏まえ、概ね20年に一度程度起こると予想される洪水」へ変更します。 ※素案から変更します。

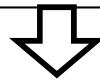
<整備計画（変更案）における考え方>

第1章 第3節 3. 洪水等による災害の発生の防止又は軽減に関する目標（29頁）

3. 洪水等による災害の発生の防止又は軽減に関する目標

人口及び資産が集中する国道 347 号及び JR 陸羽東線下流部において、近年の降雨実績や資産規模、県管理河川の治水安全度の整備水準を考慮し、令和4年7月の大雨で発生した洪水（概ね20年に1度程度起こると予想される洪水）に対して浸水被害の防止、軽減を図ることを目標とする。

パブリックコメント時（変更素案）



3. 洪水等による災害の発生の防止又は軽減に関する目標

人口及び資産が集中する国道 347 号及び JR 陸羽東線下流部において、近年の降雨実績や資産規模、県管理河川の治水安全度の整備水準を考慮し、令和4年7月の大雨で発生した洪水を踏まえ、概ね20年に1度程度起こると予想される洪水に対して浸水被害の防止、軽減を図ることを目標とする。

今回提示（変更案）

(1) 各委員からの意見状況④

意見を踏まえた整備計画への反映

懇談会意見	河川整備計画への反映状況
平吹委員	
・ハザードマップの施策、対策を推進することについてどのように考えているか？	・令和3年度の水防法改正に伴い、住宅等の防護対象のある全ての河川を対象として、洪水浸水想定区域の指定を令和7年度までに完成させるよう進めています。 指定後は市町村でハザードマップを作ることが義務化されているので、この中で推進されていくこととなっています。 こういった背景を含め、書き方を変えて整備計画本文(P.43)へ追記しました。

<整備計画（変更案）における考え方>

第2章 第3節 (2) 地域防災力の向上 (43頁)

洪水ハザードマップの作成においては、平成17年5月に改正された水防法により、市町村は洪水ハザードマップの作成、公表が義務付けられた。また、平成27年の水防法改正により洪水浸水想定区域の前提となる降雨を、従前の計画規模から想定最大規模の降雨に変更された。さらに、令和2年7月豪雨災害を受けて令和3年5月に改正された水防法により、法改正前には浸水想定区域の指定対象とされていなかった河川、下水道、海岸のうち、周辺に住宅等の防護対象のあるものについて指定対象に追加し、水害リスク情報の空白地帯の解消を目指すこととされた。

黒字：現行の河川整備計画に記載がある箇所

赤字：前回変更から追記・修正した箇所

青字：意見を踏まえて追記・修正した箇所

(1) 各委員からの意見状況⑤

意見を踏まえた整備計画への反映

懇談会意見	河川整備計画への反映状況
平吹委員	
<ul style="list-style-type: none"> ・グリーンインフラに関する内容を入れて欲しい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・整備計画本文(P40)に「グリーンインフラの一環として、既既存の親水施設(大江川捷水路遊水地など)を、小中学校を対象とした環境学習や川の役割等を教える場として、自然環境が有する多様な機能が活用されるよう努める」と変更しました。

<整備計画（変更案）における考え方>

第2章 第1節 4) 人と河川とのふれあいの場の確保及び河川空間の管理（40頁）

4) 人と河川とのふれあいの場の確保及び河川空間の管理

河川の持つ豊かな自然をより身近なものとし、人々が河川とふれあえる場や人と川の関わりについての歴史・文化を学べる場を創出、維持及び保全するため、水面へのアクセスが容易な親水性の高い川づくりを行う。

また、**グリーンインフラの一環として**、既存の親水施設（大江川捷水路の遊水地など）**を**、小中学校を対象とした環境学習や川の役割等を教える場として、**自然環境が有する多様な機能が活用されるよう努める**。

黒字：現行の河川整備計画に記載がある箇所

赤字：前回変更から追記・修正した箇所

青字：意見を踏まえて追記・修正した箇所

3. 関係機関からの意見について

3. 関係機関からの意見

【庁内関係機関意見聴取】

- 照会期間：令和5年1月12日(木)～令和4年2月10日(金)
- 対象部局：復興危機管理部、保健福祉部、環境生活部、土木部、農政部、水産林政部、教育委員会、企業局

関連機関意見	回答
<p>宮城県 農村振興課</p> <p>(P44) 近年、排水機場建設時の基準雨量を上回る大雨が頻発化し、既存の排水機場の能力では洪水被害を防ぐことが困難な状況となっております。内水対策の検討として河道断面の確保の他に、「排水機場等の操作規則の見直し」とあるが、操作規則の見直しは、抜本的な被害軽減につながるとは言えないと考えます。</p> <p>多田川流域は、旧来から洪水被害が多い地域であるため、住民が安全に安心して生活できるよう、「流域全体で被害の軽減を図る流域治水を加速化させる」等の旨を本頁にも追記することについて、ご検討願います。</p>	<p>本文 (P46) において、流域内のあらゆる関係者で取組む「流域治水」について記載しています。</p>

<整備計画（変更案）における考え方>

第2章 第3節 (8) 流域治水への取組 (46頁)

近年の水災害による甚大な被害を受け、施設能力を超過する洪水が発生することを前提に、社会全体で洪水に備える「水防災意識社会」の再構築が進められてきた。今後、この取り組みをさらに一歩進め、気候変動による影響や社会の変化などを踏まえ、住民一人ひとりに至るまで社会のあらゆる関係者が、意識・行動・仕組みに防災・減災を考慮することが当たり前となる、防災・減災が主流となる社会の形成を目指し、流域のあらゆる関係者が協働して流域全体で行う持続可能な「流域治水」の推進を図っていく。

4. パブリックコメントの実施 及び結果について

(1)パブリックコメント実施状況

- 公表資料： 一級河川鳴瀬川水系多田川圏域河川整備計画 第2回変更（素案）
- 意見募集期間： 令和5年1月16日(月)～令和5年2月16日(木)
- 意見の提出方法： 郵送、電子メール、FAX、ご意見ポスト(意見箱)
- 計画案の公表場所： 宮城県河川課ホームページ、本庁県政情報センター、各地方振興事務所県政情報コーナー、河川課、北部土木事務所、大崎市、加美町
- パブリックコメントでの意見： 9通 22件
 - 治水に関するもの 14件、利水に関するもの 0件
 - 環境に関するもの 0件、維持管理に関するもの 4件、その他 4件

宮城県 Miyagi Prefectural Government

Foreign Language 関係支援メニュー 災害・気象情報 休日救急当番表

トップに戻る 目的 分類 組織 事業者 Google 検索 検索 1 検索の仕方

トップページ > まちづくり・地域振興 > 河川・ダム・渇水 > 河川計画 > 一級河川鳴瀬川水系多田川圏域河川整備計画 第2回変更（素案）に対する意見を募集します

LINE QRコード シェアする ツイート 印刷用ページを表示する 掲載日：2023年1月16日

一級河川鳴瀬川水系多田川圏域河川整備計画 第2回変更（素案）に対する意見を募集します

重要なお知らせ

- > 新型コロナウイルスワクチン接種
- > 新型コロナウイルス感染症対策サイト
- > 新型コロナウイルス感染症専門家支援パッケージについて
- > 斜面や渓流の異常や、土砂災害の発生が確認された場合にはご連絡ください
- > 令和4年9月16日福島県沖地震関連情報
- > 【偽サイトにご注意ください】宮城県公式ウェブサイトの偽サイト
- > 【注意喚起】龍王御釜には絶対に立ち入らないようお願いいたします。

1.河川整備計画（変更素案）に対する意見募集について

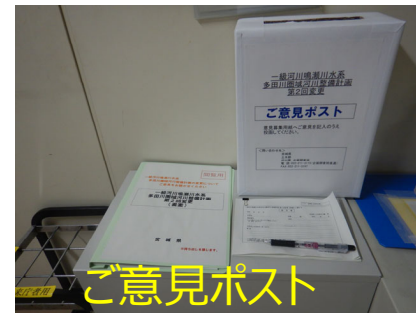
県では、今後の河川整備に関する計画の変更素案を作成しました。この案について、県民の皆さまのご意見・ご提案を募集しております。

2.公表する関係資料

PDF 一級河川鳴瀬川水系多田川圏域河川整備計画 第2回変更（素案）(PDF: 4.495KB)

3.計画案及び関係資料の公表場所

県ホームページによる周知状況



ご意見ポスト



北部土木事務所



大崎市



加美町

意見箱設置状況

No.	意見・提言の内容(要旨)	宮城県の考え方
	治水	
1	「大江川では、これまで捷水路開削と遊水地整備が概成したことにより、一定の安全度が確保されている。」とあるが、どのように安全度が確保されたと判断しているのか。	大江川の河川改修については、河川整備計画に基づき、令和3年度まで事業を実施してきたところです。
2	大江川の捷水路と遊水地整備が概成したが、令和4年7月の大雨で溢水し、危険な区域と感じている。 大雨でも安心して暮らせる対策を望む。	一方で、内水等による浸水被害が発生していることから、「一定の安全度が確保されている。」という表現は、「浸水被害の軽減を図っている。」に変更します。

<整備計画（変更案）における考え方>

第2章 第1節 5)大江川 (37頁)

5) 大江川

大江川では、これまでの捷水路開削と遊水地の整備が概成したことにより、一定の安全度が確保されている。



5) 大江川

大江川では、これまでの捷水路開削と遊水地の整備が概成したことにより、浸水被害の軽減を図っている。

No.	意見・提言の内容(要旨)	宮城県の考え方
	治水	
3	新旧大江川については、大江川排水機場の改修とポンプの増設を望む。	大江川排水機場及びポンプの増設については、「多田川流域治水部会」を通じ、国と意見交換を行いながら、検討を進めます。
4	古川江・稲葉江の内水処理については、大江川で処理するものと思うが、稲葉南地区のみでは処理できていない。大江川との合流点である稲葉南地区で詰まりを起こしている。	内水処理については、「多田川流域治水部会」を通じ、下水道管理者である大崎市と意見交換を行いながら、検討を進めます。

<整備計画(変更案)における考え方>

第2章 第3節 (8)流域治水への取組(47頁)

鳴瀬川水系では、流域全体のあらゆる関係者により令和2年9月に「鳴瀬川等流域治水協議会」を設立し、令和3年3月には「鳴瀬川水系流域治水プロジェクト」を策定・公表している。引き続き、あらゆる関係者が協働して協議・情報共有を図り、流域全体で水害を軽減させる「流域治水」を計画的に推進し、あわせて河川、下水道等の管理者が主体となって行う対策や、更に流域の特徴を踏まえた流出抑制対策、被害の防止・軽減対策を実施していく。

また、多田川流域については、令和4年7月の大雨被害を受け、「鳴瀬川等流域治水協議会」の下に「多田川流域治水部会」を設置しており、流域治水の取組を具体的かつ機動的な議論・検討を進めていく。

黒字：現行の河川整備計画に記載がある箇所

赤字：変更素案にて追記・修正した箇所

青字：意見を踏まえて追記・修正した箇所

(2)パブリックコメントの意見(3)

No.	意見・提言の内容(要旨)	宮城県の考え方
治水		
5	鳴瀬川水系の治水は、鳴瀬川ダムの早期完成が重要であり、事業の早期化を望む。	鳴瀬川ダムについては、2036年度の完成を目指し、国土交通省で事業を実施しているところです。
6	加美町下狼塚地区は、多田川、名蓋川に挟まれた集落であり、令和4年洪水でも越水、洗掘が確認された。 多田川では各所で洗掘を受け、護岸等が被害を受けていることから、強固な復旧工事を望む。	多田川及び名蓋川の災害復旧については、令和4年12月末までに国の災害査定を受け、今後災害復旧工事に着手していきます。
7	名蓋川の河道掘削がなされ、蛇行から直線的に整備されつつあるが、下流の多田川合流点まで川幅増幅をしていくと、旧道に架かる橋に影響が出てくると思われます。	名蓋川の災害復旧により影響のある橋梁については、今後架け替えを予定しています。
8	大型のポンプ車が待機出来る場所の確保が必要。	今後の計画の参考にさせていただきます。
9	多田川については、管轄が国と県で区分されていますが、名蓋川と多田川の合流点から渋川、渋井川の左岸側の強靱化対策の工事の際、河道を名蓋川のように蛇行から直線的にさせていただきたく、また、河道掘削の際に、川底を掘り下げて余裕高を確保してもらいたい。	
10	加美町地域の龍田地区付近が、名蓋川と多田川の距離が一番短いと思われるので、大型の水路の整備や水門を設置してはどうか。	

(2)パブリックコメントの意見(4)

No.	意見・提言の内容(要旨)	宮城県の考え方
治水		
11	古川地域の旧大江川の根本的な河川改修を望む。	旧大江川については、大崎市へ引渡しに向けた協議を進めており、県としては引渡し完了まで適切に維持管理を行います。
12	古川に住んで40年の間に水害が5回起きている。床下3回と床上2回。 大江川について、県から大崎市管理になるとのことだが、移管前にしっかりと整備した後、大崎市へ移管してもらいたい。	
13	過去に何度も床上、床下の水害にあっています。 今度、大江川は県から大崎市へ移管となる様だが、しっかり県側で整備した後の移管を希望します。	
14	旧大江川の改修は、板柵では根本的な解決にはならない。	

No.	意見・提言の内容(要旨)	宮城県の考え方
維持管理		
15	堤防の腹付け盛土の実施を要望、また、浚渫も必要。河床を低くしてほしい。	維持管理に関する目標の中で、河川の適正な利用について記載しております。河川パトロールを実施し、計画に基づき適切な管理を行います。
16	渋川流域の氷室2号橋から高幌橋間の堤防の治水状況が悪化している。堆積土撤去や拡幅をお願いしたい。	
17	新大江川で堆積土砂や支障木が阻害している。早期の浚渫が必要。	

<整備計画(変更案)における考え方>

第2章 第2節 河川の維持の目的、種類、施工の場所(41頁)

堤防、護岸等の河川管理施設の機能を維持していくために河川管理施設の点検及び河道の巡視を行い、必要な場合は、河川管理施設の維持修繕を行う。

また、河道の所定流下能力を確保するため、堆積土砂の撤去、支障木の伐採等を行う。堆積土砂や支障木については阻害率20%以下を目安にすることを管理目標とする。

河川内に繁茂するアシや立木については、治水及び水辺空間の利用上の観点等から、鳥類の生息環境、水質の浄化作用、景観等に配慮しながら、必要に応じて伐採等を行う。

維持管理については、「河川維持管理計画(案):宮城県土木部河川課、令和2年9月(改定)」に基づき、河川巡視等により河川の状況を把握する。河川巡視は、河川カルテシステムを活用し、点検結果や修繕履歴、堆積土砂撤去、支障木伐採、被災・改修履歴等を一元管理し、効率的な維持管理を行う。

黒字: 現行の河川整備計画に記載がある箇所

赤字: 変更素案にて追記・修正した箇所

青字: 意見を踏まえて追記・修正した箇所

No.	意見・提言の内容(要旨)	宮城県の考え方
	維持管理	
18	大江川捷水路の浚渫が必要ではないか。また。遊水地のヨシ・アシを刈って、「親水公園」に戻してもらいたい。	親水公園の管理については、管理者である大崎市と調整の上、適切な管理に努めます。

<整備計画（変更案）における考え方>

第2章 第1節 4) 人と河川とのふれあいの場の確保及び河川空間の管理 (40頁)

4) 人と河川とのふれあいの場の確保及び河川空間の管理

河川の持つ豊かな自然をより身近なものとし、人々が河川とふれあえる場や人と川の関わりについての歴史・文化を学べる場を創出、維持及び保全するため、水面へのアクセスが容易な親水性の高い川づくりを行う。

また、**グリーンインフラの一環として**、既存の親水施設（大江川捷水路の遊水地など）を、小中学校を対象とした環境学習や川の役割等を教える場として、**自然環境が有する多様な機能が活用されるよう努める。**

(2)パブリックコメントの意見(7)

No.	意見・提言の内容(要旨)	宮城県の考え方
	その他	
19	<p>これまで地元を対象として、説明会を実施していただきましたが、設計が進んだ段階で、地域住民や地権者との現地説明会を要望します。</p>	<p>詳細設計が進んだ段階で、土地所有者を対象とした関係者説明会、工事着手前に地域住民を対象とした地元説明会を開催いたします。</p>
20	<p>「流域治水」の推進を図るためには、流域のあらゆる関係者が協働し流域全体で取り組むことが重要であるとしている。この計画に示されているあらゆる関係機関の中に、宮城県農政部や北部地方振興事務所や土地改良区も含まれていると理解いたします。</p> <p>行政間・部局の縄張りに拘わらず、住民の安全安心を求める声に共に応えることが、計画立案者の役割であると思います。県土木部・農政部一致団結し取り組むことを期待します。</p>	<p>「多田川流域治水部会」の中で、流域内の関係者で連携し、一体となって治水対策の検討に取り組んでいきます。</p>
21	<p>高倉排水機場の能力増強と、堅堀の堤体補強策を計画に加えるべき。</p>	<p>河川整備計画には、今後20～30年間で実施する河川の整備内容等を記載することとしております。</p> <p>農業用施設の対策については、多田川流域治水部会等を通じて、農政部局と連携して参ります。</p>
22	<p>三本木排水機場に流入する長堀川の、堤体補強工事を、計画に加えしっかりと実施すべきである。</p>	

5. 地域の方々の意見を聴く会の 実施及び結果について

- 開催日時
〔加美町〕
令和5年2月7日(火) 午後6時～
〔大崎市〕
令和5年2月8日(水) 午後6時～
- 開催場所
〔加美町〕
中新田公民館 ホール
〔大崎市〕
県大崎合同庁舎1階大会議室
- 説明内容
一級河川鳴瀬川水系
多田川圏域河川整備計画第2回変更
(素案)
- 開催周知
・広報(2月号、回覧板)
・宮城県河川課HP

広報誌による周知状況
(加美町広報誌)

多田川圏域河川整備計画の変更に 関する公聴会の開催及び意見募集

宮城県では、多田川圏域河川整備計画の変更にあたり、地域の皆さまからご意見を伺うため、「意見を聴く会」を開催します。変更の概要を説明しますので、皆さまのご意見をお願いします。

また、河川に関係する県の土木事務所および市・町に素案と意見箱を設置し、皆さまからのご意見を募集します。

■ 意見を聴く会

日時 2月7日(火) 午後6時～

場所 中新田公民館

■ 意見箱の設置場所・募集期間

設置場所 加美町役場3階

募集期間 2月16日(木)まで

問合せ 宮城県土木部河川課企画調査班

☎022-211-3173



一級河川鳴瀬川水系多田川圏域河川 整備計画の変更に 関する意見を聴く会

一級河川鳴瀬川水系多田川圏域河川整備計画を変更するに当たり、意見を聴く会を開催します。

日時 2月8日(水) 18時～

場所 県大崎合同庁舎1階大会議室

※新型コロナウイルス感染症などの感染拡大防止のため、人数を制限する場合があります。

☎ 県土木部河川課企画調査班

☎022-211-3173

広報誌による周知状況
(大崎市広報誌)

- 参加者 20名
- 日 時 令和5年2月7日(火) 午後6時～
- 場 所 中新田公民館 大ホール

地域の方々の意見を聴く会

- 意見を聞く会での意見：7名から14件

治水に関するもの 8件、利水に関するもの 0件
環境に関するもの 0件、維持管理に関するもの 5件
その他 1件

(内容が複合する場合は複数カウント)



- 参加者 8名
- 日時 令和5年2月8日(火) 午後6時～
- 場所 県大崎合同庁舎 1階大会議室

地域の方々の意見を聴く会

- 意見を聞く会での意見：8名から17件

治水に関するもの 10件、利水に関するもの 0件
環境に関するもの 0件、維持管理に関するもの 6件
その他 1件

(内容が複合する場合は複数カウント)



No.	意見・提言の内容(要旨)	宮城県の考え方
治水		
1	名蓋川から多田川の合流点において頻繁に道路が冠水するところがある。この箇所についても対応を行って欲しい。	名蓋川の改良復旧計画において、合流点の計画を検討していきます。
2	今回の大雨では過去の破堤により復旧したところの間が破堤していた。災害復旧では壊れたところを直すのではなく、河川全体を見て復旧できないのか。	名蓋川の復旧については、これまでのように破堤した箇所だけを直すのではなく、学識経験者の意見を踏まえ破堤しにくい構造にする、多田川合流点から国道347号までの区間で復旧する計画としています。
3	名蓋川の計画は国道347号までということであるが、上流側について教えて欲しい。	名蓋川の上流側については、地域住民や加美町から意見を伺いながら、家屋の浸水被害軽減対策を検討し、住民や加美町の意見を踏まえた対策を早期に実施します。
4	名蓋川について、多田川の合流地点から国道347号までの改修計画はあるが、その上流の計画について、教えてほしい。	多田川流域治水部会も活用し検討していきます。 名蓋川周辺で、ほ場整備の計画があれば、それに合わせて名蓋川の改修も一緒に取り組むことも可能です。
5	名蓋川の上流域で計画されているほ場整備事業がなかなか進んでいない要因として、名蓋川の整備が進んでいないことが考えられるため、名蓋川の上流域の整備も行う必要があるのではないか	
6	今回の洪水で被災の要因のひとつに農業用の排水路の内水があると考えているがどのように対応するのか明確にして欲しい。	流域対策を具体的に進める枠組みとして、鳴瀬川等流域治水協議会の下に「多田川流域治水部会」を新たに立ち上げている。この中で各関係者と連携を取りながら検討を進め、ひとつずつ解決できるように進めていきたいと考えています。

<整備計画（変更案）における考え方>

第2章 第1節 4) 名蓋川（36頁）

4) 名蓋川

名蓋川では、国道 347 号下流部において、築堤及び河道掘削を行い、令和 4 年 7 月の大雨による被害を踏まえた流量を安全に流下できる断面を確保するとともに、護岸や天端舗装等を行い、堤防を強化する。また、施工にあたっては、水際部を保全するなど動植物の生息・生育環境に配慮した改修を行う。

なお、国道 347 号上流部については、家屋の浸水被害の軽減を図るため、流域治水対策を早期に実施する。

第2章 第3節 (8) 流域治水への取組（47頁）

鳴瀬川水系では、流域全体のあらゆる関係者により令和 2 年 9 月に「鳴瀬川等流域治水協議会」を設立し、令和 3 年 3 月には「鳴瀬川水系流域治水プロジェクト」を策定・公表している。引き続き、あらゆる関係者が協働して協議・情報共有を図り、流域全体で水害を軽減させる「流域治水」を計画的に推進し、あわせて河川、下水道等の管理者が主体となっていく対策や、更に流域の特徴を踏まえた流出抑制対策、被害の防止・軽減対策を実施していく。

また、多田川流域については、令和 4 年 7 月の大雨被害を受け、「鳴瀬川等流域治水協議会」の下に「多田川流域治水部会」を設置しており、流域治水の取組を具体的かつ機動的な議論・検討を進めていく。

No.	意見・提言の内容(要旨)	宮城県の考え方
治水		
7	多田川の断面構造はどのようになっているのか？	現況堤防は単断面になっており、将来的には複断面で整備する。具体的な整備時期はまだ明確に定まっていない。

<整備計画（変更案）における考え方>

第2章 第1節 1) 多田川 (33頁)

直轄管理区間との境から 2,400m 地点 (A-A 地点) における計画高水位 (HWL) 及び河川の横断形は、以下の図のとおりとする。

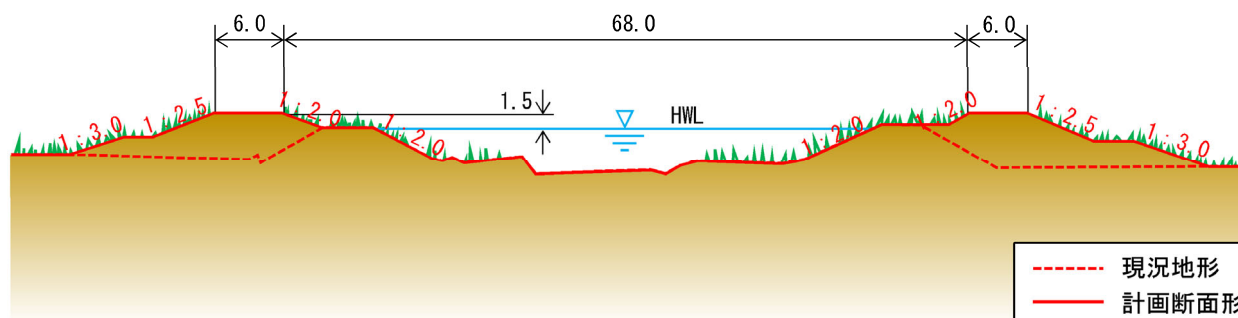


図 21 横断図(多田川直轄管理境から 2, 400m)

黒字：現行の河川整備計画に記載がある箇所
 赤字：変更素案にて追記・修正した箇所
 青字：意見を踏まえて追記・修正した箇所

(3) 地域の方々の意見を聴く会 意見(4)

No.	意見・提言の内容(要旨)	宮城県の考え方
治水		
8	現在の多田川の河川整備の状況はどうなっているか。	現在は渋井川で水門と排水機場の整備を行っている。その際、多田川左岸側の堤防を工事用道路として利用しています。 一方、多田川では河道掘削を進めながら河道掘削した土を利用して右岸側の盛土を先行する形で進めています。 左岸側の排水機場は令和7年度完成を目標としており、その後速やかに左岸堤防についても同様の整備を進めていくこととしています。
9	旧渋川の下流端に設置する水門の整備状況を教えていただきたい。	現在、渋井川の方で排水機場の整備を進めており、その後、多田川の堤防を整備した後に行う計画となっています。整備に着手する時期については未定です。
10	名蓋川の改修の見通しについて教えて欲しい。	多田川の一部堤防高が低い区間について急いで整備を行い、その後渋川について順次整備を進めます。 名蓋川については令和4年7月洪水の災害復旧とともに、3年から5年の間で整備を進めていきます。
11	治水安全度の目標は「概ね20年に1回程度起こると予想される洪水」ということになっているが、今後整備が進むとそれが20年に1回程度に被害を抑えられるという理解で良いか。	確率統計上、令和4年7月の洪水時の流量が約20年に1回生じる量と同程度になっているということであり、20年に1回起こるというわけではありません。 今回進めている河川整備計画の変更では、令和4年7月洪水に対して河道の中で安全に流せるよう整備を進めるということで目標を設定しています。
12	渋川は、新渋川と旧渋川に分岐後再び合流することとなっている。今回の整備計画変更案に記載の流量は新渋川と旧渋川の2つを合わせた流量か教えて欲しい。	河川整備計画案に記載の流量は新渋川と旧渋川を含んだ流量になっている。

No.	意見・提言の内容(要旨)	宮城県の考え方
治水		
13	渋川の破堤の原因は上流からの流出ではなく多田川の背水と思われる。整備計画変更案では腹付け盛土を行うと記載されているが、腹付け盛土で対応可能か。	腹付け盛土は堤防の幅を広くし漏水に対して決壊させないための対策です。 背水区間についても、背水を考慮した断面形状となっています。
14	多田川の高水位の高さはどの程度なのか。	高水位については、今回変更した整備計画目標である概ね20年に1度の流量に対応した高さとしています。 本川の背水の影響を受ける多田川やその他支川については背水の影響を考慮して計画しています。
15	旧大江川は板柵となっており、洪水時に板が流されるので護岸工事をしてもらえないか。	旧大江川については、大崎市へ引渡しに向けた協議を進めており、県としては引渡し完了まで適切に維持管理を行います。

No.	意見・提言の内容(要旨)	宮城県の考え方
維持管理		
16	川側にヤナギがあるが維持管理を適切に実施していただきたい。	堆積土砂や樹木等通水に支障となるものについては、引き続きしっかりと維持管理していきます。
17	大江川について、土砂が溜まって河床が上昇している。浚渫についても整備計画本文に入れる必要があるのではないか。	堆積土砂撤去については、整備計画本文の維持管理の項において流下能力を確保していくということで、記載しています。
18	名蓋川の国道347号の下流側の流れが良くなるよう、浚渫を実施してほしい。	維持管理に関する目標の中で、河川の適正な利用について記載しております。河川パトロールを実施し、計画に基づき適切な管理を行います。

< 整備計画（変更案）における考え方 >

第2章 第2節 河川の維持の目的、種類、施工の場所（41頁）

堤防、護岸等の河川管理施設の機能を維持していくために河川管理施設の点検及び河道の巡視を行い、必要な場合は、河川管理施設の維持修繕を行う。

また、河道の所定流下能力を確保するため、堆積土砂の撤去、支障木の伐採等を行う。堆積土砂や支障木については阻害率 20%以下を目安にすることを管理目標とする。

No.	意見・提言の内容(要旨)	宮城県の考え方
維持管理		
19	整備計画本文に「住民参加による河川の維持管理や河川整備の協働作業を推進する」とあるが、参加するための具体的な方策は何か。	スマイルサポーターや河川愛護団体に協力してもらい清掃活動等を行っています。
20	これまで地域で行ってきた河川維持活動が高齢化によりできなくなっていることから、対応してほしい。	県の維持管理において、可能な限り対応していきますが、今後も引き続き、スマイルサポーターや河川愛護団体の普及と啓発に努めて参ります。

<整備計画（変更案）における考え方>

第2章 第3節 (5) 河川愛護の普及と啓発 (44頁)

(5) 河川愛護の普及と啓発

河川への理解と関心を深め、河川を常に安全で適切に利用する気運を高めていくことが大事である。幅広い年齢層が関わる地域の活動となるよう子供たちも含めた環境学習や水辺ふれあい活動、河川清掃や植栽ボランティア等の維持管理活動、各種イベント等を地域住民、スマイルサポーター、河川愛護団体等と協働により実施し、河川愛護の普及と啓発に努め、良好な河川環境の保全につなげていく。

No.	意見・提言の内容(要旨)	宮城県の考え方
維持管理		
21	新大江川にある親水公園ではヨシ、アシが繁茂しているので、公園整備(維持管理)の対応をお願いしたい。	親水公園の管理については、管理者である大崎市と調整の上、適切な管理に努めます。

<整備計画(変更案)における考え方>

第2章 第1節 4) 人と河川とのふれあいの場の確保及び河川空間の管理(40頁)

4) 人と河川とのふれあいの場の確保及び河川空間の管理

河川の持つ豊かな自然をより身近なものとし、人々が河川とふれあえる場や人と川の関わりについての歴史・文化を学べる場を創出、維持及び保全するため、水面へのアクセスが容易な親水性の高い川づくりを行う。

また、**グリーンインフラの一環として**、既存の親水施設(大江川捷水路の遊水地など)を、小中学校を対象とした環境学習や川の役割等を教える場として、**自然環境が有する多様な機能が活用されるよう努める。**

黒字：現行の河川整備計画に記載がある箇所

赤字：変更素案にて追記・修正した箇所

青字：意見を踏まえて追記・修正した箇所

No.	意見・提言の内容(要旨)	宮城県の考え方
	その他	
22	長堀川についても洪水浸水想定区域に指定して欲しい。	令和3年5月の水防法改正により、住宅等の防護対象がある全ての河川を対象とし、洪水浸水想定区域の指定を行うことになっております。 県では、長堀川を含む、対象河川を、令和7年度までに順次指定していく方針です。

<整備計画（変更案）における考え方>

第2章 第3節 地域防災力の向上（43頁）

(2) 地域防災力の向上

大災害時には、全ての災害対応を公助だけで迅速に成し遂げることはできない事例が見られる。不足する部分を補うために地域・個人が防災力を上げ、地域と行政が一体となって災害対応を進めていくことが望ましい。

洪水ハザードマップの作成においては、平成17年5月に改正された水防法により、市町村は洪水ハザードマップの作成、公表が義務付けられた。また、平成27年の水防法改正により洪水浸水想定区域の前提となる降雨を、従前の計画規模から想定最大規模の降雨に変更された。さらに、令和2年7月豪雨災害を受けて令和3年5月に改正された水防法により、法改正前には浸水想定区域の指定対象とされていなかった河川、下水道、海岸のうち、周辺に住宅等の防護対象のあるものについて指定対象に追加し、水害リスク情報の空白地帯の解消を目指すこととされた。

(3) 地域の方々の意見を聴く会 意見(10)

No.	意見・提言の内容(要旨)	宮城県の考え方
その他		
23	多田川の上流部に設置されている砂防ダムに土砂が堆積して河床が上昇して周りに浸水しやすい状況になっているので対応をお願いしたい。	当該施設の管理者を確認し、情報共有いたします。
24	多田川の上流に堰堤があるが、土砂が溜まって機能していない。これに代わる施設の計画はあるのか。	
25	国道347号から上流側では住民が参加して草刈り等を実施しているが、その中で、コンクリート杭の倒壊や土砂の堆積が生じ通水断面が阻害されている箇所があるため、これらについて適宜撤去していただきたい。	場所を特定していただければ対応はできるので、適宜連絡していただければと思います。
26	多田川の上流側で法面が崩れているため、早急に点検を行って欲しい。	今回洪水による被災箇所の可能性があるため、早急に現地確認いたします。
27	多田川の裏法の法崩れにより用水が塞がっているところがある。早めに対応して欲しい。	現地確認の上、維持管理業務等で対応していくことしており、早急に対応できるよう努めて参ります。
28	旧大江川に市街地の排水が流入しているが、一部旧大江川へ流れにくくなっている箇所があるので、対応をお願いしたい。	旧大江川に流入する水路の管理者は、河川管理者ではないので、関係機関と調整を図っていきます。
29	名蓋川を水位周知河川に指定することはできないか。	現在、名蓋川については、大崎市の要望を受け、水位周知河川に指定できるよう調査・検討を進めております。 水位周知河川に指定するためには河川の規模等により設定が難しい場合もあるので、大崎市と指定の有無を含めた調整を実施していきます。

